

神奈川県弁護士会

貧困問題対策本部自死問題対策部会長 田口 幸子



当会のロゴ
かなべんくん

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

神奈川県弁護士会は、神奈川県内に法律事務所を持つ弁護士全員が加入する法定団体です。当会では、基本的人権の擁護と社会正義の実現をめざし、様々な活動をしています。その中で貧困問題対策本部では、貧困に関わる人権問題に取り組んでいます。

〈連絡先〉〒231-0021横浜市中区日本大通9番地

☎ FAX 045-211-7705 (業務課)

身近な方を自死で亡くした方のための法律相談

当会では、県内の自殺問題対策に関し、行政機関の担当者等と協議を行ってまいりましたが、自死遺族の方々が気軽に法律相談できる場所がほしいという現場の声にこたえて、本年6月1日から「自死遺族ホットライン」という電話相談を開始しました。

家族の自死によって、遺族の方々はある日突然、賃貸物件の所有者や鉄道会社から多額の損害賠償請求を受けたりする場合があります。他方、事情によっては、労災申請をしたり勤務先に損害賠償請求をしたりすることも可能であるのに、あまりに突然の出来事のため、これらに気が付かないことも多く、放っておくと不利益が生じてしまう場合があります。

また、自死遺族は、自責の念や自殺に対する周囲の偏見から、精神的にも追い込まれ、深く傷ついている場合も多く、相談担当者の配慮が必要になります。

当ホットラインでは、自死遺族の方々の置かれた厳しい現実を鑑み、心情に寄り添いつつも、その直面する相続放棄、労災申請、損害賠償請求、生命保険金請求と

いった法律問題をしっかり拾い上げて対応するべく努めています。

自分では対応が難しい、どうしてもよいか分からないと思ったら、一人で抱え込まないで、まずはお電話でご相談ください。

神奈川県弁護士会 自死遺族ホットライン 045-228-7832

まず、上記電話番号にお電話をいただければ、翌日まで(土日祝日を除く)に担当の弁護士から折り返しのお電話をいたします。

【受付時間】

平日 午前9時30分～12時
午後1時～午後4時30分

*電話相談料 無料(20分程度)

*無料電話相談は、おひとり様1回のご利用とさせていただきます。



リーフレットは当会ホームページからダウンロードできます。
<http://www.kanaben.or.jp/news/event/2017/post-298.html>

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成29年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金額

| 保険金の種類 | | プラン | Aプラン | Bプラン | |
|---------|----------------------|-----------------------------|------------------|------------------|----------|
| ケガの補償 | 死亡保険金 | | 1,320万円 | 1,800万円 | |
| | 後遺障害保険金 | | 1,320万円 (限度額) | 1,800万円 (限度額) | |
| | 入院保険金日額 | | 6,500円 | 10,000円 | |
| | 手術 保険金 | 入院中の手術 | | 65,000円 | 100,000円 |
| | | 外来の手術 | | 32,500円 | 50,000円 |
| | 通院保険金日額 | | 4,000円 | 6,000円 | |
| | 特定感染症の補償 | 上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ | | | |
| 賠償責任の補償 | 葬祭費用保険金 (特定感染症) | | 300万円(限度額) | | |
| | 賠償責任保険金 (対人・対物共通) | | 5億円(限度額) | | |

年間保険料(1名あたり)

| タイプ | | プラン | Aプラン | Bプラン |
|-------|------------------------------|-----|------|------|
| 基本タイプ | | | 350円 | 510円 |
| | 天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波) | | 500円 | 710円 |

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03(3349)5137
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJK16-1692) 2017.2.3作成